

協 定 書

「千葉市住宅供給公社」を甲とし、「住宅改修事業者」を乙とし、「千葉市」の「高齢者住宅改修費支援サービス制度」及び「重度障害者住宅改造費助成制度」(以下「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」という。)に関して、次の条項により協定を締結する。

(協定期間)

第1条 この協定の期間は、末尾記載の締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(単価限度額)

第2条 乙は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録申請時に甲が提示した「単価限度額」以下の金額で施工しなければならない。ただし提示以外の項目については、適正な見積単価により算出した額を「単価限度額」とみなすものとする。

2 「単価限度額」は原則として毎年3月に甲が改訂し、乙はこれを同意するものとする。

(協力義務)

第3条 着工前の訪問調査及び工事完了後の確認検査は特段の事情がない限り立会うものとし、申請関係書類などの是正指導を受けた場合は、当該書類等をすみやかに訂正して提出すること。

(届出事項)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに甲に届けなければならないものとする。

- (1) 契約責任者又は技術責任者の変更があったとき。
- (2) 届出印を変更しようとするとき。
- (3) 営業を廃止又は休止しようとするとき。
- (4) 社名変更、住所変更、代表者変更、又は実印の変更があったとき。

(権利義務譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならないものとする。

(瑕疵責任)

第6条 乙は、乙の施工した工事について特に指示のあった場合を除き、検査又は確認の日から2年、乙の施工した工事の目的物の瑕疵を補修し、又はこれに代えてその損害を賠償しなければならないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、施工に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は「住宅改修工事依頼者」に損害を与えたときは、これを損害賠償保険等により賠償しなければならないものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この協定の期間満了前であっても、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 「住宅改修事業者登録申請書」に虚偽があったとき。
- (2) 虚偽の悪質な勧誘等を「住宅改修工事依頼者」へ行い、「甲」又は「千葉市」の信頼を損ねたとき。
- (3) 強引な販売手法や市民に事実誤認を与えるような営業活動・表示等を行ったとき。
- (4) 「不要な改修工事の強要」等により、「住宅改修工事依頼者」又は「千葉市」に損害を与えたとき。
- (5) 「助成対象費用確認申出書」の内容に虚偽があったとき。
- (6) 故意に見積数量・見積価格に誤りがあったとき。
- (7) 工事、業務方法などに対する是正勧告に正当な理由無く従わないとき。

- (8) 正当な理由無く書類の是正を行わず、著しい遅延を繰り返したとき。
- (9) 「住宅改修工事依頼者」との意志疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であったとき。
- (10) 「住宅改修工事依頼者」の都合など特段の理由によらず、「助成変更申出書」の提出がないまま確認書の有効期限内に工事が完了しないとき。
- (11) 改修の施工が著しく不適當であると認められたとき。
- (12) 「千葉市」に変更申請を行わず、完了検査時に「申請内容」と「完成品」が悪質に違うとき。
- (13) この協定の第5条に違反したとき。
- (14) 千葉市入札参加資格者名簿登録、千葉市小規模修繕業者登録、千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業者登録のいずれかの抹消処分を受けたとき。
- (15) 乙が、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに、過去に「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」に関する協定を甲の解除権により解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない法人の役員であったものを有するとき。

2 前項によるこの協定の解除の日から2年は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録申請はできないものとする。

（協定解除）

第9条 前条に定める場合のほか、甲又は乙は、1か月前までに予告し、この協定を解除することができるものとする。

2 委託者「千葉市」と受託者「千葉市住宅供給公社」の千葉市高齢者住宅改修費支援サービス事業、千葉市重度障害者住宅改造費助成事業及び介護保険住宅改修に係る審査等業務委託契約が締結されないときは、この協定を解除することができるものとする。

（登録抹消）

第10条 この協定が解除された場合は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録を抹消する。

（協 議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

締結日 令和 年 月 日

甲

千葉市中央区中央3丁目3番1号
フジモト第一生命ビルディング
千葉市住宅供給公社
理事長

印

乙 住 所
商号・名称

代表者職・氏名

印